

認定こども園等 入所案内

1. 認定こども園等	2	11. 保育料について	6～7
2. 保育の必要性の認定	2	12. 育児休業を取得する場合	8
3. 支給認定の対象者	2	13. その他 注意・連絡事項・調整点	8
4. 支給認定手続きの流れ	3	利用調整(選考)基準表	9
5. 支給認定申請 兼 入所申請	3	利用者負担額(保育料)表	10～
6. 保育認定事由と必要書類	4	園マップ	13
7. 入所の期日	5	認定こども園一覧	14
8. 保育短時間と保育標準時間	5	小規模保育施設・認定こども園一覧	15
9. 入所内定及び承諾	6	各園紹介	16～
10. 待機児童について	6	Q&A	33～



交野市役所健やか部こども園課

場 所：交野市天野が原町5丁目5-1

電 話：072-893-6407

F A X：072-892-0525

H P：http://www.city.katano.osaka.jp/

MAIL: kodomoen@city.katano.osaka.jp

♪認定こども園等への入所申込みに関するお問い合わせはこども園課まで♪

平成31年 4月版

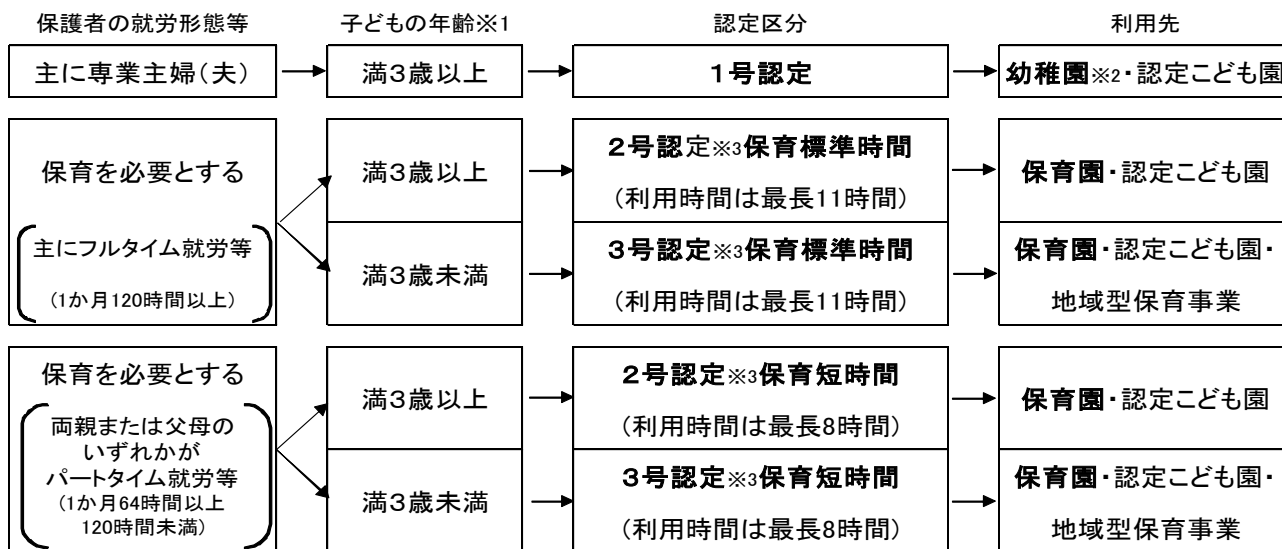
1. 認定こども園等

- ◇ 認定こども園とは・・・教育と保育を一体的に行い、地域の子育て支援も行う施設（0～5歳）
 〈保護者の就労状況に関わらず利用でき、就労状況が変わった場合にも通い入れた園を継続できます。〉
- ◇ 保育所とは・・・就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設（0～5歳）
- ◇ 地域型保育事業とは・・・少人数の単位（19人以下）で、0～2歳の子どもを預かる事業
 - ①家庭的保育事業＝家庭的な雰囲気のもとで5人以下を保育
 - ②小規模保育事業＝6～19人を保育
 - ③事業所内保育事業＝会社の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育
 - ④居宅訪問型保育事業＝保護者の自宅で1対1で保育

交野市には認定こども園【12か所】・小規模保育施設【7か所】があります。
 詳しくは14・15ページをご覧ください

2. 保育の必要性の認定

- ◇ 就学前の子どもの教育・保育を保障するため、新たに「給付制度」、「保育の必要性の認定制度」が導入されました。そのため、給付対象の施設や事業の利用を希望する保護者の方は、支給認定を受けることになります。なお、認定区分によって利用先が決まります。



- ※1 認定区分を決める際には、申請時の満年齢で認定されます。
 認定こども園等の入所年齢は、その年の4月1日現在満年齢によります。したがって誕生日が過ぎて満年齢が上がっても、1年間はそのままです。
- ※2 新制度へ移行しない幼稚園は、これまで通り各園で受付が行われます。
- ※3 2・3号認定には、「保育を必要とする事由(就労・病気など)」(P4参照)に該当する必要があります。

3. 支給認定の対象者

- ◇ 交野市に住民登録している又は住民登録の予定がある方で、保育所(園)、認定こども園、新制度に移行した幼稚園・地域型保育事業(小規模保育施設等)の利用を希望する児童

4. 支給認定手続きの流れ

幼稚園を利用
希望の場合

- ・市立認定こども園（1号）の場合は、認定手続きが必要ですので入園手続きと同時に申請していただきます。
- ・私立幼稚園、交野市外の幼稚園をご希望の場合は、直接幼稚園にお問い合わせください。

保育所・地域型
保育事業を利用
希望の場合



認定こども園を
利用希望の場合

- ・1号認定は直接、認定こども園に、2・3号認定はこども園課に申請してください。

5. 支給認定申請 兼 認定こども園等入所申請について

◇ 認定こども園等への入所申込みは以下の書類が必要になります。書類に不備がある場合、申請を受けできないことがありますので、注意してください。 ※各書類はHPからダウンロードできます

(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（変更）申請書 兼 入所申込書

- ・保育の利用を希望する児童1人につき1通

(2) 保育の利用を必要とする証明書（兄弟姉妹がいる場合は、世帯で各1通）

- ・父母それぞれの証明書が必要です。（単身赴任など、児童と別居の場合でも必要）
※ひとり親家庭の方は、その証明として戸籍全部事項証明<戸籍謄本>・児童扶養手当証書・ひとり親医療証等のいずれかのコピーを添付してください。
- ・証明書を提出していただく際に、添付書類が必要になる場合がありますので
「6. 保育認定【2号認定】【3号認定】に該当する事由と必要書類」（P4）を参照の上、忘れずに提出してください。
- ・同居の祖父母の証明書は不要ですが、提出により優先順位が変動する場合があります。
「交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用調整基準表」（P9）を参照

※入所申込み後、世帯状況・就労内容等に変更が生じたら必ず届けて下さい。

認定の変更や選考点数が変わる場合があります。

選考点数が変わる場合には、翌々月の選考から反映します。

- ◇ 入所選考の締め切りは毎月月末で、翌々月の選考を行います。ただし、4月の年度選考の締め切りは11月末です。（例：5月末申込み⇒6月中旬頃に7月1日入所の選考）
- ◇ 育児休業明けの入所選考については、入所希望月の2ヶ月前から行います。
（例：4月1日、5月1日の入所希望⇒年度選考 9月1日入所希望⇒7月中旬に行う8月1日入所の選考（以降、変更がなければ毎月選考にかかります。））
- ◇ 入所児童について、障がい等により特別な配慮が必要な場合には、事前に申出てください。

6. 保育認定【2号認定】【3号認定】に該当する事由と必要書類

◇『保育の利用を必要とする証明書』を提出される時は、一緒に提出していただく添付資料があり、事由ごとに必要書類が異なりますので、忘れずに提出をお願いします。求職中での申請については、認定は保留にしますが〈選考〉を行います。

保育を必要とする事由	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ・外勤（育児休業中含む）※1 ・内職・専従者 ・その他（雇用内定者・再雇用）の方 （1ヵ月に64時間以上の労働を常態とする※2） 	①勤務証明書（内職証明書） （育児休業中の方は必ず育児休業（予定）期間の記載が必要）
<ul style="list-style-type: none"> ・自営業（個人事業主）の方 （会社役員の方は①勤務証明になります） 	②自営業申立書 ※証明書類として「開業届（控）」「営業許可証」「確定申告書（控）」のいずれかのコピーを添付
<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする事由が、出産の方（産前から、出産後8週経過日が属する月の末日まで3ヶ月程度） 	③母子健康手帳の写し（出産予定日の記載部分 P.4・受診後の妊娠中の経過の写し P.8～9（交野市母子健康手帳の場合））を添付
<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする事由が、保護者の病気の方 	④疾病証明（診断書）
<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする事由が、保護者の障がいの方 	⑤障がい状況証明 ※手帳の写し（顔写真と等級がわかる部分の写し）を添付
<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする事由が、親族の入院のための常時看護、又は同居の親族の常時介護 ※3 	⑥介護・看護証明
<ul style="list-style-type: none"> ・就業に向けて求職活動を行っている方 （勤務先が内定している方や再雇用予定の方は①勤務証明書（内職証明書）になります） 	⑦求職活動状況申告書・誓約書に記入
<ul style="list-style-type: none"> ・就学（職業訓練校・各種学校など、保護者が将来就労につながる就学を含む）している方、または就学が決まった方 	⑧就学等（予定）証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が付き添いを必要とする療育施設等に母子通園している方 	⑨兄弟姉妹が療育施設等に母子通園している申告 ※療育施設の在園証明を添付
<ul style="list-style-type: none"> ・災害などにより児童の居宅を失いまたは破損した場合に、その復旧の為保育できない方 	⑩災害復旧の欄に罹災した日を記入 ※罹災したことが分かる書類を添付
<ul style="list-style-type: none"> ・その他、市長が必要と認める場合 	市長が必要と認める書類を提出

※1 育児休業は、パート・アルバイト等で雇用先からの育児休業制度を取得できない方や、出産が理由で退職された方で再雇用の予定があり、再雇用先からの証明がでる場合は育児休業扱いとしております。

※2 月64時間未満の就労（就学）の方は求職中としての申請をしてください。

※3 親族でない人への介護・看護や別居の親族への介護では2・3号の認定は受けられませんのでご注意ください。

◇『保育の利用を必要とする証明書』は、保護者記入部分と証明発行者記入部分がありますので、記入見本を参照のうえ、間違いのないようにしてください。

◇選考は『交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用調整基準表』（P9参照）に基づき、父母の基準のうち低い方を選考点数とします。

7. 入所の期日

- ◇ 入所日は毎月の初日（1日）です。
- ◇ 月途中の転入は翌月の初日（1日）の入所になります。
- ◇ 産後休暇明け、育児休暇明けは、初日（1日）の入所になりますが、ならし期間として入所月の15日まで産後休暇、育児休暇期間とすることができます（要証明）。復職が16日以降であれば、当月の希望はできません。
- ◇ 採用予定での入所申請者も、産後休暇明け、育児休業明けと同様、ならし期間を考慮し、採用予定日が16日までであれば当月1日入所が可能です。採用予定日が16日以降であれば、当月の希望はできません。

8. 保育の短時間認定（最大8時間）と標準時間認定（最大11時間）について

- ◇ 保育短時間認定の8時間及び保育標準時間認定の11時間は、それぞれの認定を受けた子どもが利用できる時間帯（通常保育）を各施設・事業者が定めます。 毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができる時間帯です。〈短時間認定者と標準時間認定者の通常保育時間は異なります。〉この時間以外で保育を受ける場合、追加料金（延長保育料）がかかります。

保育が必要な時間にかかわらず、11時間の保育が受けられるものではありません。

保育短時間認定〈最大8時間〉 毎月の保育料で保育を受けることができる時間				
保育短時間認定	延長保育 早朝保育(有料)		通常保育	延長保育 薄暮保育(有料)
開所時間	7:00~	7:30 ~	9:00 ~ 17:00	~ 18:30 ~ 19:00
保育標準時間認定	延長保育 早朝(有料)		通常保育	延長保育 薄暮(有料)

(例) 保育標準時間認定〈最大11時間〉 毎月の保育料で保育を受けることができる時間

※ 通常保育時間〈最大8時間〉は、園により異なります。

- ◇ 保育短時間認定
 - * 就労(就学)の時間が月64時間以上120時間未満の方が最大8時間の保育を受ける事ができます。
 - * 育児休業期間中・求職活動期間中の方は保育短時間認定となります。
- ◇ 保育標準時間認定
 - * 就労(就学)の時間が月120時間以上の方が最大11時間の保育を受ける事ができます。
 - * 出産・疾病(障がい、ケガ)・介護・兄弟姉妹が療育施設に母子通園している場合・災害復旧の方は保育標準時間認定となります。

注1；変更について

認定時間は月単位です。

変更をご希望の場合は、毎月10日（閉庁日の場合はその前日の平日）までに『保育の利用を必要とする証明書』等をこども園課に提出してください。

(例) 求職中で「短時間認定」の人が月120時間以上の就労をされた場合

- ・ 10日までに提出 ⇒ 当月1日から「標準時間認定」に変更
- ・ 11日以降に提出 ⇒ 翌月1日から「標準時間認定」に変更

注2；月64時間未満の就労(就学)について

月64時間未満の就労事由では、2号・3号の認定はできません。

認定こども園等の利用を前提に月64時間以上の就労に切り替える方は『保育の利用を必要とする証明書』の①勤務証明書の欄に勤務先にて証明してもらい、提出してください。

証明が発行できない場合には、求職中としての申請をしてください。

9. 入所内定及び承諾

- ◇ 入所の承諾は、『保育の利用を必要とする証明書』等により審査を行い、入所基準の高い順に内定し、申込み時と基準が変わらない場合、認定こども園等の入所を承諾します。
- ◇ 入所時と申込み時の基準が変更されている場合は、再選考となり内定が取消しになる場合があります。
- ◇ 認定こども園等の定員に余裕がないときなどは、入所できません。
- ◇ 入所（内定）を辞退された場合、同年度中に限りマイナス5点の調整点が適応されます。希望日、希望園等をよくご確認のうえ申請してください。
- ◇ 求職中での内定は、90日(約3ヶ月)の期限付き入所となります。その期間中に就労等で『保育の利用を必要とする証明書』を提出していただければ、翌月からの認定区分が変更となり、継続して入所を承諾します。

10. 待機児童について

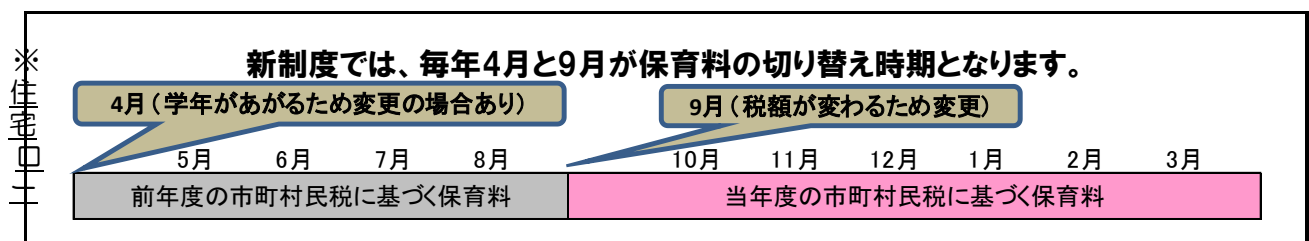
- ◇ 待機児童とは、保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していない児童をいいます。ただし次のいずれかに該当する場合は待機児童に該当しません。

- 1 国庫補助事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業、地方公共団体による単独保育施策による保育、幼稚園で預かり保育又は一時預かりを利用、企業主導型保育事業で保育をされている場合
- 2 転園（所）希望（現在、他の認定こども園等（※）に入所中）の場合
- 3 入所可能な認定こども園等（※）の入所を辞退（キャンセル）した場合
- 4 特定の認定こども園等（※）のみを希望している場合
- 5 本市に住所を有しない場合
- 6 求職活動を休止している場合
- 7 保護者が育児休業中の場合

※認定こども園等（認定こども園、保育所、小規模保育施設など）

11. 保育料について

- ◇ 保育料は、入所児童の属する世帯の市民税額の合計額によって保育料徴収基準額表から決定します。毎年4月と9月に更新されます。（下表参照） 税関係書類の提出は原則として不要です。



ン控除等の税額控除は、控除前の税額で決定します。

次の（１）～（３）に該当される方は、書類の提出や手続きが必要になりますので、ご注意ください。

（１）未申告の方

4～8月に入所する場合は前年度の市民税額により保育料を決定し、9～3月に入所する場合は当年度の市民税額により保育料を決定します。未申告により市民税額が未確定の方は、入所前までに申告してください。（交野市役所1階市民税係）入所前2年以内に交野市に転入された方は、転入前の市役所住民税担当課で申告し、「市民税・府民税課税（非課税）証明書」の提出が必要となる場合があります。

(2) 入所前2年以内に交野市以外で住民税を課税されていた方

交野市に転入された方や単身赴任の方は、

4～8月に入所する場合は前年度分の「市民税・府民税の税額を確認できる書類」のコピーを
9～3月に入所する場合は当年度分の「市民税・府民税の税額を確認できる書類」のコピーを
添付してください。

【市民税・府民税の税額を確認できる書類】

- 会社員等（市民税が給与から引かれている方）
→「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」のコピー
- 自営業等（市民税を納税通知書で納めている方）
→「市民税・府民税納税通知書」のコピー
- 納税通知書のない方（非課税を含む）
→「市民税・府民税課税（非課税）証明書」のコピー

(3) 海外赴任の方

海外赴任などで日本に住所がなかった世帯は、前々年度及び前年度の日本国外での総収入がわかる書類を添付してください。国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。（控除等の証明がある場合は、その書類のコピーも添付してください）

- ◇ 公立認定こども園及び保育所で口座振替をご利用の場合は、保育料は毎月27日に引落します。（休業日の場合は翌営業日）

納付書をご利用の場合は、月末日までに金融機関で納めてください。

- ◇ 小規模保育施設・私立認定こども園は各園により納入方法が違います。
- ◇ 施設ごとに別途費用（実費徴収等）がかかる場合があります。各施設に確認をお願いします。

■保育料の減免について

- ◇ 保育料は次のような理由の場合、保護者からの申請に基づき減免する制度があります。

- (1) 児童の疾病などにより、医師の診断に基づき同一月内で引き続き15日以上、保育を受けられなかったとき（診断書が必要です）
- (2) 保育園(所)等の休園(所)又は保育停止により引き続き15日以上、保育を受けなかったとき
- (3) 納入義務者の死亡・失業または不慮の災害等により納付が困難な場合

■未婚のひとり親家庭の「寡婦（夫）控除のみなし適用」について

- ◇ 平成30年度から税法上の「寡婦（夫）控除」が適用されない未婚のひとり親家庭に対して、保育料算定に「寡婦（夫）控除のみなし適用」を実施し、ひとり親家庭への支援を推進します。
※定義・条件等が設定されておりますので該当する可能性がある方は、まずはこども園課にお問い合わせください。

※寡婦（夫）控除のみなし適用は、保育料の制度ですので、住民税等の税額が変わることはありません。

※みなし適用を行っても、保育料が変わらない場合もあります。

■ひとり親又は在宅障がい児（者）のいる世帯の保育料軽減について

- ◇ 市民税所得割額が77,101円未満の上記の世帯については、保育料の軽減措置があります。（P10～12参照）

該当する場合はいずれかの書類のコピーを提出してください。

- ・ひとり親家庭…戸籍全部事項証明<戸籍謄本>・児童扶養手当証書・ひとり親医療証
- ・障がい児（者）のいる世帯…障がい者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証明

1 2. 育児休業を取得する場合

- ◇ 育児休業を取得される方で、すでに認定こども園等に入所されている児童の入所の継続を希望される場合は、出産後、育児休業期間に入る1ヶ月前までに保育継続申立書を提出して下さい。（再雇用の方も含む）
- ◇ 『保育標準時間認定』で入所中の方でも、育児休業期間中の保育時間は『保育短時間認定』にかわります。
- ◇ 育児休業給付金の受給期間の延長等の制度については、勤め先または、ハローワークに確認してください。

1 3. その他

◇ 入所に関する注意事項

認定こども園等に入所承諾または入所中であっても、次のいずれかが判明した時は、保育の実施を解除することがありますので注意して下さい。

なお、入所要件の確認のために年1回2月頃に『現況届』と『保育の利用を必要とする証明書』を提出していただきます。

- (1) 入所申込み時に、虚偽の記入または申告があった場合
- (2) 認定こども園等入所中に、退職等で保育を必要とする事由がなくなり、今後就労等の意思がない場合
- (3) 転出等で交野市に居住しなくなった場合
- (4) 年1回の現況届と『保育の利用を必要とする証明書』の提出がない場合
- (5) 求職中に入所した方で入所後90日(約3ヶ月)以内に『保育の利用を必要とする証明書』の提出がない場合

◇ 連絡事項について

入所申込み後または入所後も次のことで状況が変わったときは、必ず連絡して下さい。

- (1) 保護者が転職・退職・就職されたとき
- (2) 住所が変わったとき
- (3) 家族の状況に異動があったとき
- (4) 『施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定(変更)申請書 兼 入所申込書』、または
『保育の利用を必要とする証明書』の記載内容に変更が生じたとき
- (5) 入所申込みを取り下げるとき
- (6) 入所児童が病気などで長期欠席される場合
- (7) 修正申告・結婚・離婚等で市民税所得割額が変更された場合（保育料のさかのぼり変更は、当該年度のみ可能です。また、こども園課の調査により、後日税額変更等を確認した場合は、さかのぼり請求をすることがあります。）

在園中の方で、世帯の状況や保護者の事由が変更になる場合は、「標準時間」または「短時間」の認定や保育料が変わる可能性がありますので、「保育を必要とする証明書」を必ず再提出してください。

◇ 『交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用調整基準表』（P9参照）の調整点について

平成31年度4月選考から2つの調整点を新設します

- (1) 保育士への調整点（保育士加点申込書の提出が必要）
- (2) 転入予定者に関わる保育の継続のための調整点（第5希望まで記入している児童に限る）

※ その他調整点については、別途添付書類が必要な場合もありますので、事前にこども園課までお問い合わせください。